

粗大ごみとして処分する前に リユースを検討しませんか

リユースプラットフォーム「おいくら」を通じた再利用を推進しています。

◆「おいくら」とは
複数のリユースショップの買取価格を比較し、売却できるサービスです。粗大ごみとして処分する前にリユースを検討してみませんか。

申込・問合せ先
クリーンセンター業務課 ☎06(6909)0048



「おいくら」へのお申込みはこちらから



環境

環境政策課

環境政策グループが移転します

10月2日(月)より、リサイクルプラザから市役所本館2階へ移転します。移転に伴い、電話番号が変わりますのでご注意ください。

※環境政策課指導グループの住所、電話番号は変更なし
環境政策グループの電話番号
○9月29日(金)まで
☎06(6909)4129
○10月2日(月)以降
☎06(6902)6490

犬の飼い方教室

◆①講義

とき 11月25日(土)

午後1時30分～4時30分

ところ 四條畷市役所

(四條畷市中野本町1-1)

◆②実技講習

とき 11月26日(日)午前10時～午後4時30分のうち1時間程度

ところ 部屋中継所

(四條畷市部屋新町8-26)

◆共通

費用 無料

申込方法

10月2日(月)～23日(月)に電話または府動物愛護管理センターホームページから申し込み

※②は①の受講者のみ参加可

※申込多数の場合は抽選

申込・問合せ先 府動物愛護管理センター四條畷支所

☎072(862)2170

税金

公的年金から特別徴収する市・府民税

10月分から本徴収に

前年度から特別徴収の人は、10月から特別徴収税額が変わります。また、今年度から特別徴収となる人は、10月から特別徴収が開始します。

対象 4月1日現在65歳以上で、公的年金にかかる条件を満たすすべての人

※手続きは不要

◆特別徴収が継続される場合

公的年金からの特別徴収対象者が、4月1日以降に他市区町村へ転出した場合、今年度の本徴収が継続され、次年度分の仮徴収は行われません。

また、12月と2月分の本徴収税額が変更となった場合のみ特別徴収が継続されます。

問合せ先 課税課

☎06(6902)5898

固定資産税家屋調査にご協力を

新築・増築家屋(住宅・店舗・事務所・倉庫・車庫など)の外観確認や内装の聞き取りをするため、徴税吏員証を携帯した市職員が訪問します。

◆家屋の滅失届

家屋を取り壊した場合、滅失届と必要書類を提出してください。法務局で滅失登記した場合提出不要です。

◆未登記家屋の名義変更

未登記家屋の所有者が変更になった場合、未登記家屋名義変更申告書と必要書類を提出してください。

※必要書類など詳しくは問い合わせ

提出・問合せ先 課税課

☎06(6902)5918

10月1日(日)から税証明書の発行を市公式LINEから申請できます

税証明書の発行申請から手数料の支払いまでをLINEでできるようになりました。申請受付後、郵送で自宅までお届けします。ぜひご利用ください。

◆対象の証明書

課税証明書、所得証明書
手数料 1通300円

※別途郵送料が必要

※申請にはマイナンバーカードが必要。申請者本人のみ発行可

問合せ先 収納課

☎06(6902)5925

年金

年金の相談はねきんダイヤルへ

相談の際は基礎年金番号がわかる書類をご準備ください。

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時
○火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌開所日の午後7時まで受付

※祝日、年末年始を除く

相談先 ねきんダイヤル

①☎0570(05)1165

②☎03(6700)1165

※050で始まる番号からかける場合は②へ

上下水道

経営総務課が移転します

10月2日(月)をもって、泉町浄水場から市役所本館2階へ移転します。移転に伴い、電話番号が変わりますのでご注意ください。

経営総務課の電話番号

○9月29日(金)まで

☎06(6903)3131

○10月2日(月)以降

☎06(6902)5873

下水道に関するお知らせ

◆下水道整備区域の拡大

10月からくみ取り便所の水洗化や浄化槽の廃止が可能となる地域が広がります。

対象区域

打越町、五月田町の各一部

◆下水道使用料の負担

下水道が使えるようになってから3年以内にくみ取り便所を水洗化するよう義務付けられています。浄化槽を含む生活雑排水は下水道管を通じて浄化処理されるため、水道使用量に応じて下水道使用料の負担が必要になります。

問合せ先 お客さまセンター

☎06(6903)2122

保険

国民健康保険被保険者証を10月中旬に送付

新しい国民健康保険被保険者証(緑色)を10月中旬に簡易書留で送ります。転送不可のため郵便局に転送届を出していても転送先に配達されません。住所地以外へ送付を希望する場合は、窓口または郵送にて送付先変更を届け出てください。

不在連絡票が投函された場合は保管期限までに郵便局に再配達の手配をお願いします。

◆健康保険課で受け取る場合は11月6日(月)から

顔写真付き本人確認書類を持参してください。同じ世帯でな

い人は委任状が必要です。

問合せ先 健康保険課

☎06(6902)5697

国民健康保険短期被保険証の更新

11月1日(水)から有効の国民健康保険短期被保険者証を10月16日(月)から収納課窓口で交付します。仕事などで、業務時間内に来庁できない方は、時間外相談窓口にお越しください。

◆時間外相談窓口

とき 10月30日(月)・31日(火)

午後5時30分～7時30分

持ち物 運転免許証など本人確認ができる物

認がでる物

問合せ先 収納課

☎06(6902)5695

差額で防災！

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

市役所別館3階) 講座・防災講話

まちづくり

まちまるごと耐震化支援事業

ダイレクトメールの送付と戸別訪問

府と連携して、耐震補助に関するダイレクトメールの送付や、この事業に登録する建築士が皆さんの家を訪問し、耐震に関する説明・相談を行います。訪問する建築士(大阪府耐震講習受講者)は市が発行した会員資格証を携帯しています。

◆ダイレクトメール

とき 10月上旬発送

送付地区 第三中学校区

対象 昭和56年5月31日までに

建てられた木造住宅

◆個別訪問

とき 10月16日(月)～11月30日(木)

午前9時～午後5時

※所要時間は10分程度

実施地区 第三中学校区の一部

対象 外観や目視により耐震診断が必要と思われる昭和56年5月31日までに建てられた木造住宅

実施者 特定非営利活動法人「人・家・街 安全支援機構」

☎0120(263)150

カドマとタクミ vol.10

今回は、ファクトリズム門真支部とのコラボを実施します。いつものマルシェに加え、市内ものづくり企業のブースが来店します。大人も子どもも門真の休日を楽しみましょう。

※ファクトリズム2023は3面に掲載

とき 10月22日(日)

午前10時～午後3時

ところ トライアルパーク(旧門真プラザ駐車場)

問合せ先 都市政策課

☎06(6902)6238

